

地域創生まちづくり事業補助金

申請の手引き

【令和3年度版】



常 陸 大 宮 市

I 趣 旨

この補助金は、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民相互の連帯感を一層高め、地域の特性を生かした魅力と活力のある元気なまちづくりを推進するため、市民が主体となって実施する公益性が高く地域の活性化を推進する活動に対し、補助金を交付するものです。

II 補助対象者

この補助金の対象者は、次に掲げるいずれにも該当する団体とします。

- 活動拠点を市内に有し、市内で活動している団体
- 原則として、市内に在住又は在勤する方で構成されており、構成員が10人以上の団体
- 規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明らかである団体
- 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体

III 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業は、「市民が主体となって実施する公益性が高く地域の活性化を推進する事業」で、補助の目的に照らして市長が適当と認め、対象期間内に完了する事業とします。

(補助対象事業)

- (1) 地域づくり事業
- (2) 生活の基盤づくり事業
- (3) 賑わいのまちづくり事業
 - ア 観光資源整備事業
 - イ お祭り等開催事業
 - ウ 伝統文化継承事業
 - エ 市民交流活動事業

(補助対象外事業)

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体に限定される事業
- (2) 営利のみを目的とする事業

(補助対象期間)

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

◆補助対象事業は、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業とします。

1. 地域づくり事業

補助対象事業	<p>廃校その他の用途廃止された市有施設を活用し，地域住民が気軽に集うことが出来る地域づくり活動拠点を整備する事業に補助します。</p> <p>例) 休憩施設，トイレ等の整備</p> <p>※集会所等の改修など補助制度がある施設は対象外となります。</p>																
補助金の額	<p>1 団体につき補助対象経費の 10 / 10 (補助限度額 100 万円)</p>																
補助対象経費	<p>自主的に行う事業の実施に直接必要となる経費</p> <table border="1" data-bbox="564 869 1362 1261"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 869 783 913">区分(費目)</th> <th data-bbox="783 869 1362 913">経費の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 913 783 965">需用費</td> <td data-bbox="783 913 1362 965">消耗品費，燃料費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 965 783 1016">役務費</td> <td data-bbox="783 965 1362 1016">保険料等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1016 783 1068">委託料</td> <td data-bbox="783 1016 1362 1068">施設整備のための測量・設計費等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1068 783 1120">工事請負費</td> <td data-bbox="783 1068 1362 1120">施設整備のための工事費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1120 783 1171">原材料費</td> <td data-bbox="783 1120 1362 1171">原料及び材料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1171 783 1223">備品購入費</td> <td data-bbox="783 1171 1362 1223">トイレ，机・椅子等の購入費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1223 783 1261">その他経費</td> <td data-bbox="783 1223 1362 1261">その他市長が必要と認める経費</td> </tr> </tbody> </table>	区分(費目)	経費の種類	需用費	消耗品費，燃料費等	役務費	保険料等	委託料	施設整備のための測量・設計費等	工事請負費	施設整備のための工事費	原材料費	原料及び材料	備品購入費	トイレ，机・椅子等の購入費	その他経費	その他市長が必要と認める経費
区分(費目)	経費の種類																
需用費	消耗品費，燃料費等																
役務費	保険料等																
委託料	施設整備のための測量・設計費等																
工事請負費	施設整備のための工事費																
原材料費	原料及び材料																
備品購入費	トイレ，机・椅子等の購入費																
その他経費	その他市長が必要と認める経費																

2. 生活の基盤づくり事業

補助対象事業	次に掲げる生活環境の保全や生活道路の維持修繕等を、 <u>計画を立て年間を通じて実施する団体に補助します。</u> ①市内の生活道路の維持修繕 ②市内の環境整備に関する事業 ③市内の景観づくりに関する事業 ④その他市長が認めた事業 例) 草刈り, 清掃, 花壇づくり, 耕作放棄地対策等, 地域における継続的な環境保全・美化活動	
補助金の額	1 団体につき補助対象経費の 10 / 10 (補助限度額 50 万円)	
補助対象経費	自主的に行う事業の実施に直接必要となる経費	
	区分(費目)	経費の種類
	報 償 費	○交付対象事業に直接従事する場合 【総事業費(事業完了時決算額)の 7割を上限とします。】 ・1人1時間当たりの限度額 1,000 円 ※報償を支払う場合は、次の事項を記載した一覧表を整備してください。 <u>(住所, 氏名, 印鑑, 受領日, 活動日, 活動時間, 活動内容)</u> ○講師謝礼等
	旅 費	研修旅費等
	需 用 費	消耗品費, 燃料費等
	食 糧 費	弁当, お茶, 菓子等 ・1人1回当たりの限度額 1,000 円 ※アルコール類は対象外となります。
	役 務 費	保険料等
	原 材 料 費	原料及び材料
	備品購入費	刈払機等の購入費
	その他経費	その他市長が必要と認める経費

(参考) 報償支払の場合の記載例

報償支払明細

活動日 平成 年 月 日 活動内容 ○○地内の市道脇草刈り

住 所	氏 名	活動時間	受領印	受領日
常陸大宮市中富町 3135-6	大宮 太郎	9:00-12:00	印	/

3. 賑わいのまちづくり事業

(1) 観光資源整備事業

補助対象事業	常陸大宮市の観光資源となる施設の整備に加え，整備後のPRや観光振興活動に努める事業に補助します。	
補助金の額	1団体につき補助対象経費の10/10 (補助限度額50万円)	
補助対象経費	自主的に行う事業の実施に直接必要となる経費	
	区分(費目)	経費の種類
	需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
	役務費	保険料等
	委託料	施設整備のための測量・設計費等
	工事請負費	施設整備のための工事費
	原材料費	原料及び材料
	備品購入費	刈払機等の購入費
	その他経費	その他市長が必要と認める経費

(2) お祭り等開催事業

補助対象事業	地域の賑わいづくりとコミュニティづくりを目的としたお祭り，イベント等を開催する事業に補助します。	
補助金の額	1団体につき補助対象経費の1/2 (補助限度額50万円)	
補助対象経費	お祭り，イベント等の準備及び開催に必要な経費で，次の対象外経費を除く。	
	対象外経費	人件費，交際費，慶弔費，親睦会費及び社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費 ※アルコール類，金券（図書券，商品券）

(3) 伝統文化継承事業

補助対象事業	次に掲げる地域の賑わいづくりとなる伝統文化継承のための事業に補助します。 ①継承のための資料作成，データ化事業 ②継承のための用具等の修復事業 ※指定文化財は既存の補助を活用し対象外となります。																
補助金の額	1 団体につき補助対象経費の 1 / 2 (補助限度額 1 0 0 万円)																
補助対象経費	伝統文化継承に必要となる経費 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分(費目)</th> <th>経費の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報 償 費</td> <td>講師謝礼等</td> </tr> <tr> <td>需 用 費</td> <td>消耗品費，燃料費，印刷製本費等</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td>保険料等</td> </tr> <tr> <td>委 託 料</td> <td>整備のための測量・設計費等</td> </tr> <tr> <td>工 事 請 負 費</td> <td>整備のための工事費</td> </tr> <tr> <td>原 材 料 費</td> <td>原料及び材料</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 経 費</td> <td>その他市長が必要と認める経費</td> </tr> </tbody> </table>	区分(費目)	経費の種類	報 償 費	講師謝礼等	需 用 費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等	役 務 費	保険料等	委 託 料	整備のための測量・設計費等	工 事 請 負 費	整備のための工事費	原 材 料 費	原料及び材料	そ の 他 経 費	その他市長が必要と認める経費
区分(費目)	経費の種類																
報 償 費	講師謝礼等																
需 用 費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等																
役 務 費	保険料等																
委 託 料	整備のための測量・設計費等																
工 事 請 負 費	整備のための工事費																
原 材 料 費	原料及び材料																
そ の 他 経 費	その他市長が必要と認める経費																

(4) 市民交流活動事業

補助対象事業	地域で市民の交流を図るための事業を、 <u>計画を立て年間を通じて実施する団体</u> に補助します。 例) サロン活動，高齢者等への地域食堂等		
補助金の額	1 団体につき補助対象経費の 1 / 2 (補助限度額 3 0 万円)		
補助対象経費	市民交流活動に必要となる経費で，次の対象外経費を除く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">対象外経費</td> <td>人件費，交際費，慶弔費，親睦会費及び社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費 ※アルコール類，金券（図書券，商品券）対象外</td> </tr> </table>	対象外経費	人件費，交際費，慶弔費，親睦会費及び社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費 ※アルコール類，金券（図書券，商品券）対象外
対象外経費	人件費，交際費，慶弔費，親睦会費及び社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費 ※アルコール類，金券（図書券，商品券）対象外		

IV 交付申請

常陸大宮市地域創生部地域創生課で配布の申請書（常陸大宮市HPからダウンロード可能）に必要事項を記入し，地域創生課（市役所本庁3階）まで持参ください。

（提出書類）

- 地域創生まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 団体概要調書（様式第4号）
- 団体の規約，会則等
- 団体の構成員名簿
- その他市長が必要と認める書類

V 交付決定

申請書を審査し，事業の目的及び内容が適当である場合は，地域創生まちづくり事業補助金交付決定通知書を申請団体に通知します。

VI 補助事業の変更等

交付決定を受けた内容に，交付対象となった事業の内容を変更（補助対象経費の20%未満の変更その他軽微な変更は除く。）し，又は補助事業を中止又は廃止しようとするときは，地域創生まちづくり事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し，承認を受けてください。

VII 補助金の概算払

補助金の交付決定がされた後，必要がある場合は概算払請求書（様式第8号）を提出し，補助金交付決定額の一部を事前に受け取ることができます。概算払いは，交付決定額の70%を上限額とします。

【例：交付決定額 500,000 円の場合，概算払いの上限額 350,000 円】

VIII 実績報告

事業が完了したときは，完了した日から30日以内【年度末(3月31日)が30日以内であれば年度末】までに，地域創生まちづくり事業完了報告書（様式第9号）を提出してください。

(提出書類)

- 地域創生まちづくり事業完了報告書（様式第9号）
- 事業実績報告書（様式第10号）
- 収支決算書（様式第11号）
- 領収書（請求書）等の写し
- 事業実施に係る記録写真，資料等
（活動時や作業前・後の写真，契約書類等）
- その他市長が必要と認める書類

❖領収書・レシート

事業完了後すべての補助金の用途を確認しますので，領収書やレシートを必ず保管してください。謝礼など領収書やレシートが出ないものは，支払先に領収書等の作成をお願いしてください。

❖クレジットカード・ポイントカード

補助金は公的なお金のため，支払いにあたり個人が利益を得てはいけません。そのためポイントが付与されるクレジットカードは使用しないでください。また，商品購入の際に，個人のポイントカードでポイントを得ないでください。

Ⅸ 補助金交付請求

事業が完了し補助金の交付額が確定した場合は，地域創生まちづくり事業補助金交付請求書（様式第13号）を提出してください。

この場合に，概算払についても精算します。

※補助金の交付にあたっては，団体名義の銀行口座等への振込となります。

◎ 問い合わせ先

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6
常陸大宮市役所 地域創生部 地域創生課 地域創生グループ
TEL：0295-52-1111（内線127）
0295-55-7600（直通）
FAX：0295-53-5415
E-mail：sousei@city.hitachiomiya.lg.jp
常陸大宮市HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>